

ケアハウス市川運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人「慶美会」が設置運営する「ケアハウス市川」（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定め、業務の適正、かつ、円滑な遂行を図るとともに、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の理念の下、かつ、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、入所者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族による援助を受けることが困難な者（以下「入所者」という）に対して、無料又は低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することによって、入所者が明るく健康で豊かな生活を送れるようにすることを目指す。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。
- 3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス市川
- (2) 所在地 千葉県市川市柏井町4丁目306番地1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職 員)

第4条 施設に勤務する職員の職種及び員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 生活相談員 1人

- (3) 介護職員 2人以上
- (4) 栄養士 1人
- (5) 調理職員 2人以上

2 前項に定める者の他、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に施設の管理運営のために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な援助を行う。
- (3) 介護職員は、入所者の食事や入浴などの生活援助及び居住環境の整備・清掃を行う。
- (4) 事務員は、施設の運営に必要な庶務及び会計事務を行う。
- (5) 調理職員は、併設施設の管理栄養士と連携し、入所者の給食調理業務を行う。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮する。
- 3 施設は、職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保する。
- 4 認知症介護に係る基礎的な研修
- 5 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第3章 入所定員及び入所対象者

(入所定員)

第7条 施設の入所定員は、50人とする。

- 2 施設は、災害等やむを得ない場合を除き、前項の入所定員を超えて入所させることはない。

(入所対象者)

第8条 施設の入所対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させが必要と認められる者については、この限りではない。
- (3) 伝染病疾患有せず、かつ、問題行動を伴わず共同生活が可能な者。
- (4) 介護保険の一部サービス、施設の特別サービス等を利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- (6) 連帯保証人を立てられる者。

第4章 入退所及び利用料の受領

(入所申込者に対する説明等)

第9条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその連帯保証人に対し、この規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上、当該サービスの提供に関する契約を書面により締結する。

2 前項の入所申込者又はその連帯保証人に対する説明等は、本人及び連帯保証との面接により行う。

(入所の決定)

第10条 施設は、入所の決定に関し、入所申込書（様式1）の内容と本人及び連帯保証人の面接を通じて、本人の心身の状況・生活の状況・家庭環境等を把握する。また、健康診断書（様式2）の提出を求め、健康状態を把握した上で、これらを総合的に検討し、入所の決定を行う。

2 入所決定者に対して、入所決定通知書（様式3）を本人に通知する。また、入所が不適当と判断した者に対しては、入所を承認しない旨を通知する。

(契約手続き)

第11条 入所決定通知を受けた入所申込者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入所契約書（様式4）
- (2) 個人情報使用同意書（様式5）
- (3) 戸籍謄本又は住民票（世帯全員のもの）

- (4) 連帯保証書（様式6）
- (5) 本人、連帯保証人の印鑑証明書
- (6) 緊急連絡先
- (7) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(連帯保証人)

第12条 入所決定の通知を受けた入所申込者は、保証能力を有する者を連帯保証人にしなければならない。

2 連帯保証人は、自己が保証する入所者と連帯して責任を負うとともに、入所者が病気、事故、死亡等により退所又は「退所の必要がある」と施設が判断した場合は、施設と協議の上、責任をもって必要な措置を講じなければならない。

(退 所)

第13条 施設は、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難になったと認められる入所者本人及びその連帯保証人の希望を十分に勘案し、入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努める。

2 入所者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、契約を終了することとする。

- (1) 入所者が死亡したとき（2人部屋の場合は、そのいずれもが死亡したとき。）
- (2) 入所者から30日以上の予告期間を置いて施設が定める契約解約届の提出があり、これを受理したとき。

3 入所者が退所しようとするときは、前項第2号の契約解約届を施設に提出するものとし、その契約解約届に記載された契約解約日をもって契約が解約される。

4 施設は、入所者に対し入所者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入所者及び連帯保証人並びにその他関係者、関係機関と協議し、入所者の移転先の確保について協力する。

5 施設は、要支援・要介護状態等の入所者の退所に際しては、その者に適合した介護保険のサービスが受けられるよう居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者又は介護保険施設等に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の契約解除)

第14条 施設は、次の各号のいずれかに該当する場合、入所者に対し30日以上の予告期間を置いて、文書で契約の解除を通告することができる。

- (1) 入所の要件に関して、虚偽の届出を行って入所したとき

- (2) 利用料を3ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた督促にもかかわらず支払わないとき
 - (3) サービスの提供に要する費用（以下「サービス提供費」という。）の支払額の決定に当たって、虚偽の届出を行ったとき
 - (4) 施設の承諾を得ないで施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復を行わないとき
 - (5) 日常生活動作に介助を必要とし、施設生活が著しく困難と認められたとき
 - (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について、入所者自身で判断ができなくなったとき
 - (7) その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入所者に迷惑をかけたとき
- 2 入所者は、前項の規定により、施設が文書で契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、遅滞なくその居室を明け渡すものとする
- 3 施設は、入所者に対し、第1項による契約の解除通告をするに先立って、必ず入所者及び連帯保証人に弁明の機会を設けるものとする

（入所者の入院期間中の取扱い）

第15条 入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び連帯保証人の希望等を勘案し、必要に応じて、適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、再び施設に円滑に入所できるようにする。なお、3ヵ月以内の退院が困難な場合には、施設と本人及び連帯保証人と協議の上、再び施設に入所されるか又は退所されるか等決定するものとする。

（サービス提供の記録）

第16条 施設は、入所者に対して提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

（利用料の受領）

第17条 施設は、入所者から、次の各号に掲げる費用の支払いを受ける。

(1) サービス提供費

サービス提供費とは、入所者の所得の状況その他の事情を勘案し、徴収すべき費用として千葉県知事が定める額のことをいう

(2) 生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費とする。また、地域の実情、物価の変動その他の実情を勘案し、千葉県知事が定める額を上限額とする

(3) 居住に要する費用

前号の光熱水費及び次号の費用を除いた管理費用

(4) 居室に係る光熱水費

- (5) 入所者が選定する食事サービス、服薬確認、個別浴室の利用、その他別に定める特別なサービスの提供を行ったことに伴い生じる費用。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で、入所者が負担することが適當と認められる費用。
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の徴収に当たっては、あらかじめ、入所者又は連帯保証人に対して、その内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- 3 入所者は、第1項各号に掲げる費用について、毎月20日までに施設の指定する方法で支払わなければならない。
- 4 利用料の支払方法は、自動引落とし、振込による支払いのいずれかとし、入所時に、その方法を施設と入所者で決定するものとする。
- 5 入所又は退所に伴って、1ヵ月に満たない期間を利用した場合の利用料金は、日割り計算した金額とする。

(利用料の認定)

- 第18条 施設は、入所申込者の入所時及び毎年1回、利用料（サービス提供費）の毎月の支払額の認定を行うものとする。
- 2 施設は、前項の利用料（サービス提供費）の認定について、入所者に対し収入申告書の提出を求め、その収入申告書の算定額によりサービス提供費の毎月の支払額を決定する。

第5章 サービス提供の方針とサービスの内容

(サービス提供の方針)

- 第19条 施設は、入所者について、明るく健康で豊かな生活を送ることができるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供するとともに、生きがいをもって生活するための機会を提供する。
- 2 職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、入所者又はその家族に対してサービスの提供を行う上で、必要な事項について理解しやすいように説明をする。
- 3 施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 4 施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(食事サービス)

第20条 施設は、栄養、入所者的心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

2 食事の時間は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時40分から午前8時40分
- (2) 昼食 午前11時40分から午後0時40分
- (3) 夕食 午後5時40分から午後6時40分

3 施設は、入所者の自立支援及び衛生面を考慮した上、入所者に対し、原則、食事は食堂で行うよう説明する。

(入浴サービス)

第21条 施設は、入所者が入浴するのに適した浴室及び必要に応じて介護を必要とする者が入浴するための個別浴室を設けるものとする。また、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する。さらに、入所者が定められた時間帯に入浴できるよう準備・後始末を行う。

2 入浴の時間帯は、午後1時30分から午後7時までとする。

3 入浴に際しては、他の入所者も利用することを考慮し、清潔保持に努める。

4 施設は、入所者に対し、感染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談するよう説明し、感染症等未然防止に努める。

5 個別浴室は、原則として、介護保険のサービス利用による入浴又は安全に入浴できると施設長が判断した連帯保証人の付添いによる入浴以外での利用は認めないものとする。

6 原則として、個別の入浴介助は行わないものとする。

(生活相談等)

第22条 施設は、常に入所者的心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入所者又は連帯保証人に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を送るために必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者本人又は連帯保証人等が代理人として行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて、速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に連帯保証人を含む家族や親族との連携を図るとともに、入所者の関係者との意見交換や交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

5 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜、レクリエーション等が実施できるように便宜を図る。

(居宅サービス等の利用)

第23条 施設は、原則として、入所者に対する日常生活の援助、介助を行わないものとする。ただし、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう必要な援助を行う。

(健康の保持)

第24条 施設は、入所者に対して定期的な健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存する等入所者の健康保持に努める。

- 2 入所者から、健康に関する相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行う。
- 3 入所者は、健康診断やインフルエンザ予防接種等を定期的に受けるなどして、自らの健康保持に努める。

(緊急時の対応)

第25条 入所者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間ナースコール等で職員や宿直者の対応を求めることができる。

- 2 職員は、入所者から緊急の対応を求められたときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 前項の対応をするに当たっては、医療機関をはじめ、緊急連絡先へ速やかに連絡を行う。

(非常災害対策)

第26条 施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 非常災害に対する具体的対策は、別に定める。
- 4 施設長は、職員のうちから、消防法に定める防火管理者を選任する。
- 5 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施しながら、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。また、事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。また事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(近隣施設の協力)

第27条 施設は、入所者等の安全と緊急時に対処するため、隣接の関連施設、機関との協力・連携を密にして、常時、緊急対応ができるよう万全な体制を講じる。

(地域社会との連携)

第28条 施設は、常に地域社会との連携を深め、入所者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

2 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図る。

(衛生管理等)

第29条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヵ月に1回以上併設施設と一体のものとして開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第30条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第31条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(自主活動への協力)

第32条 入所者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合、必要な費用は参加者の負担とする。
- 3 第1項に関して、職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(専用居室)

第33条 居室の清掃、日常的な維持管理は入所者が行うものとする。また、居室内の廃棄物については、入所者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

- 2 指定した場所以外において、火気類の使用は安全管理面から禁止する。
- 3 入所者が故意、若しくは過失により専用居室を破損、破壊したときは、原状回復又はそれに要する費用を負担する。
- 4 心身の状況の変化等により、居室内の模様替え等を行う場合は、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。この場合、原則として退所時に退所者の費用で原状回復する。

(居室の変更)

第34条 施設は、入所者が次の各号に該当するときは、居室を変更することができる。

- (1) 2人部屋の入所者のいずれか一方の死亡により1人となったとき
- (2) 入所者の身体機能の低下等居室を変更することが適当と認められるとき
- (3) その他、施設長が特に必要と認めるとき

(共用施設・設備)

第35条 共用施設・設備の利用方法及び利用時間等については、入所者及び連帯保証人に対しアンケート並びに聞き取り調査等を実施の上、施設において検討し、決定するものとする。

- 2 入所者は、共用施設・設備等、専用居室以外の定められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は職員が行う。

(秘密の保持)

第36条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又は連帯保証人を含む家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又は連帯保証人を含む家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

- 第37条 施設は、入所者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切取扱いに努める。
- 2 施設が得た入所者の個人情報については、施設でのサービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ入所者又はその連帯保証人等の同意を得る。

(苦情への対応)

- 第38条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又は連帯保証人からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、千葉県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、千葉県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を千葉県に報告する。
- 5 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第39条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故の発生又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに千葉県、入所者の連帯保証人を含む家族や親族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第40条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に提供するサービスの状況に関する諸記録を整備し、その記録を入所契約完了の日から2年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第41条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するものとする。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置くものとする。

- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村に報告するとともに、虐待防止等を検討する委員会にて協議し、再発防止策について介護職員その他の職員に周知するものとする。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所者の心得)

第42条 入所者は、入所の際に配布された「入所の心得」（別冊「入所の案内」による。）の趣旨を十分に理解し、必要最小限度の秩序やマナーを保ちつつ、相互理解及び信頼構築に努める。

- 2 バルコニーは、他の入所者のプライバシーに十分注意して利用する。
- 3 テレビ、ラジオ等の音響機器の夜間における利用は、他の入所者の迷惑にならないよう音量を下げて利用する。
- 4 施設長の承認を得て行った部屋の模様替えなどについては、退所時に退所者の負担において原状に復するものとする。

(外出及び外泊)

第43条 入所者は、外出及び外泊をしようとするときは、外出・外泊簿に所定事項を記載し、届け出るものとする。

(来訪者)

第44条 入所者は、来訪者があったときは、その都度「面会者記入表」に記入し、専用の面会者記入表ボックスに入れる。

2 来訪者が居室又はゲストルームに宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を得なければならない。

(身上変更の届出)

第45条 入所者は、入所後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(承認を必要とする事項)

第46条 入所者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設の承認を得なければならない。

(1) 敷地内に工作をしようとするとき

(2) 敷地内に自動車や自動二輪車、自転車等を保持しようとするとき

2 前項で定めていない事項においても、施設の承認を得る必要があると施設長が判断した場合は、原則として、入所者は承認を得なければならないものとする。

(動物飼育の禁止)

第47条 入所者は、居室又は敷地内において、小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(政治、宗教活動の禁止)

第48条 入所者は、専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入所者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(損害賠償)

第49条 入所者は、故意若しくは過失によって、建物、設備、備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償又は原状に回復しなければならない。

(協議事項)

第50条 この規程に定めのない事項については、事業者と施設の管理者との協議により定めるものとする。

附則

- 1 本規程は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、「ケアハウス習志野」管理規定は廃止する。

改正 平成26年12月 1日 一部改正
平成27年10月 1日 一部改正
平成30年 4月 1日 一部改正
令和 4年 7月 1日 一部改正
令和 4年11月 1日 一部改正
令和 5年 6月 1日 一部改正
令和 6年 7月 1日 一部改正